

資料編

1 市民アンケート調査結果の概要

調査の目的

本調査は、「第3次いきいき新座21プラン」を策定するに当たり、市民の皆様から、健康づくりに対する考え方や取り組んでいること等についてお伺いし、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査の方法

(1) 調査対象

市内にお住まいの20歳以上の方3,000人(無作為抽出)

(2) 調査時期

今回：令和5年10月4日(水)～10月20日(金)

中間見直し時：平成31年4月25日(木)～令和元年5月13日(月)

前回計画策定時：平成26年4月25日(金)～5月9日(金)

(3) 調査方法

今回：郵送による配布・回収、インターネットによる回答との併用

中間見直し時：郵送による配布・回収

前回計画策定時：郵送による配布・回収

(4) 配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
今回(令和5年)	3,000票	1,099票	36.6%
中間見直し時(平成31年)	2,000票	753票	37.7%
前回計画策定時(平成26年)	3,000票	1,180票	39.3%

2 新座市健康づくり推進協議会条例

○新座市健康づくり推進協議会条例

平成26年3月25日

条例第10号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定による健康増進計画、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定による食育推進基本計画及び新座市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成25年新座市条例第6号)第9条の規定による歯科口腔保健の推進に関する基本的な計画(以下「健康増進計画等」という。)を適正に推進するため、新座市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、健康増進計画等の策定について調査審議すること。
- (2) 健康増進計画等の実施状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療団体の代表者
- (2) 保健衛生団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 教育職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりに関する活動を行う者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

3 新座市健康づくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

構成	氏名	所属等
保健医療団体	牧田 和也	朝霞地区医師会新座支部
	宮崎 さゆり	朝霞地区歯科医師会新座支部
	須田 友子	朝霞地区薬剤師会新座支部
	恩田 恵	埼玉県歯科衛生士会
保健衛生団体	笠原 政夫	新座市食品衛生協会
	赤川 治男	新座市献血推進協議会
関係行政機関	山本 眞由美	埼玉県朝霞保健所
健康づくりに関する活動を行っている市民団体	鈴木 要子	新座市スポーツ協会
	山野辺 範一	新座市スポーツ推進委員連絡協議会
	橋本 大	新座市町内会連合会 【任期：～令和6年3月31日】
	三角 泰一	新座市町内会連合会 【任期：令和6年4月1日～】
	佐藤 あさ子	新座市食生活改善推進員協議会 【任期：～令和6年3月31日】
	石井 典子	新座市食生活改善推進員協議会 【任期：令和6年4月1日～】
教育関係者	保戸田 雅之	新座市小学校長会(新座市立陣屋小学校)
学識経験者	杉浦 克己	立教大学
	古明地 夕佳	十文字学園女子大学
地域活動市民	佐々木 稔	新座市野火止在住 【任期：～令和6年3月31日】
	皆川 隆一	新座市野火止在住 【任期：～令和6年3月31日】
	安海 秀子	新座市栄在住 【任期：令和6年4月1日～】
	南山 智子	新座市野火止在住 【任期：令和6年4月1日～】

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

4 新座市歯科保健事業運営委員会設置要綱

(平成15年1月20日市長決裁)

(設置)

第1条 市民の歯科保健の向上と歯科保健事業の円滑な推進に資することを目的として、新座市歯科保健事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事業に関する企画、立案、評価等について必要な協議又は調査を行う。

- ・ 母子歯科保健事業
- ・ 成人歯科保健事業
- ・ 高齢者歯科保健事業
- ・ 障がい児（者）歯科保健事業

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- ・ 社団法人朝霞地区歯科医師会新座支部会員
- ・ 社団法人埼玉県歯科衛生士会朝霞支部会員
- ・ 市職員
- ・ 教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき健康部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、いきいき健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年6月17日市長決裁）

この要綱は、平成16年6月17日から実施する。

附 則（平成17年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成18年3月22日市長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成21年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

5 新座市歯科保健事業運営委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属団体	備考
会長	宮崎 さゆり	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員	森山歯科医院
副会長	小倉 明義	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員	おぐら歯科医院
委員	篠原 美穂子	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員	荻島歯科医院
委員	石川 雅彦	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員	石川歯科クリニック
委員	片岡 秀樹	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会新座支部会員	とまと・歯科くりにつく
委員	湯澤 珠美	公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会朝霞支部会員	
委員	小澤 章子	新座市立栗原小学校養護教諭	
委員	鈴木 泉	新座市いきいき健康部介護保険課 副課長	新座市役所
委員	小山 朋子	新座市総合福祉部障がい者福祉課 副課長	新座市役所
委員	星加 美恵子	新座市児童発達支援センター (アシタエール) 専門員	新座市役所

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

6 策定経過

		議 題 等
令和5年度	第1回 新座市健康づくり推進協議会 開催日：令和5年7月31日	●議 題 (1) 第2次いきいき新座21プランの進捗状況について (2) 次期計画について (3) その他
	計画策定のための調査の実施	●市民アンケート調査 調査時期：令和5年10月 配布数：3,000票 調査方法：郵送配布・回収及びインターネットによる回答
	第2回 新座市健康づくり推進協議会 開催日：令和6年1月29日	●議 題 (1) 市民アンケート結果報告 (2) 第3次いきいき新座21プラン策定タイムスケジュール (3) 次年度の委員について (4) その他
令和6年度	第1回 新座市健康づくり推進協議会 開催日：令和6年5月29日	●議 題 (1) 役員の選出について (2) 諮問 (3) アンケート調査結果報告・考察 (4) 第2次いきいき新座21プランの進捗状況 (5) 第2次計画の目標の検証 (6) 第3次いきいき新座21プラン目次構成案 (7) その他
	第2回 新座市健康づくり推進協議会 開催日：令和6年8月19日	●議 題 (1) 第3次いきいき新座21(素案)について (2) その他
	第1回 新座市歯科保健事業運営委員会 開催日：令和6年8月26日	●議 題 (1) 第2次新座市歯科口腔保健推進計画の策定について
	第3回 新座市健康づくり推進協議会 開催日：令和6年10月23日	●議 題 (1) パブリック・コメントについて (2) その他
	第2回 新座市歯科保健事業運営委員会 開催日：令和6年10月28日	●議 題 (1) 第2次新座市歯科口腔保健推進計画案について
	パブリック・コメントの実施	実施期間：令和6年11月1日(金)～11月30日(土)

	<p>第4回 新座市健康づくり推進協議会 開催日：令和7年1月22日</p>	<p>●議 題 (1) パブリック・コメントの意見について (2) その他</p>
	<p>第5回 新座市健康づくり推進協議会 開催日：令和7年2月10日</p>	<p>●議 題 (1) 最終答申案について (2) 答申 (3) その他</p>

7 諮問・答申

◆ 諮 問

新保セ発第286号
令和6年5月29日

新座市健康づくり推進協議会会長 様

新座市長 並 木 傑

第3次いきいき新座21プランについて（諮問）

平成27年3月に策定した第2次いきいき新座21プランの計画期間が令和7年3月末をもって満了となります。

そこで、本市では、新たに令和7年4月から令和19年3月までの12年を計画期間とする「第3次いきいき新座21プラン」を策定することといたしました。

つきましては、「第3次いきいき新座21プラン」の策定に当たり、貴協議会の意見を求めます。

◆ 答 申

令和7年2月10日

新座市長 並 木 傑 様

新座市健康づくり推進協議会
会長 牧田 和也

第3次いきいき新座21プランについて（答申）

令和6年5月29日付け新保セ発第286号にて諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた16名の委員で協議を重ね、令和7年度から令和18年度までを計画期間とする「第3次いきいき新座21プラン」の策定に当たり、別紙のとおり当委員会の意見を取りまとめましたので、ここに答申いたします。